

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	選挙管理委員会事務局
指 摘	ア 日額と定められた非常勤特別職（選挙長）の報酬について、職務従事後10日以内の日に支払われていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ア ご指摘の非常勤特別職（選挙長）の報酬については、監査終了後速やかに事務局職員全員で「富山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」を確認し、職務従事後10日以内に支払うことの認識を共有した。今後、この条例に基づき適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	選挙管理委員会事務局
指 摘	<p>イ 超過勤務手当等の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図りたい。</p> <p>(ア) 週休日に行った勤務について、週休日の振替により休憩時間を除いた残りの勤務時間の超過勤務手当の支給割合は、午後10時以降は175/100(60時間超)とすべきところ、150/100としたことにより、過小支給となっているものがあつた。</p> <p>(イ) 休日に行った勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間については休日給欄、それ以外の勤務した時間については超過勤務手当135/100欄へ記載すべきところ、勤務した全時間を休日給欄に記載したことにより、超過勤務手当及び休日給が過大支給となっているものがあつた。</p>
措 置 状 況	<p>イ ご指摘の超過勤務手当等の支給誤りについては、監査終了後速やかに職員課へ修正の申告を行い、(ア)過小支給となっていた分及び(イ)過大支給となっていた分を令和6年3月15日支給分の給与で調整した。</p> <p>また、週休日の振替及び超過勤務の取扱いについて、事務局職員全員で再度確認し、認識を共有した。</p> <p>今後、「富山市職員の給与に関する条例」等に基づき適正な事務処理を行ってまいりたい。</p>